

# 移動販売車を活用した集落の維持活性化事業公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務概要

### (1) 業務名称

移動販売車を活用した集落の維持活性化事業

### (2) 目的

日常の買い物が困難な高齢者等を支援するため、移動販売車で食料品、日用品等の生活必需品を販売することで、高齢者等に外出による買い物の機会及び近隣住民がつながる場を提供し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる環境の充実に努めるとともに、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握を行うことで、集落の維持、活性化につなげることを目指し、各提案事業者の業務遂行に関する知見、技術、経験等を見極め、本業務を委託するのに最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

### (3) 業務内容

仕様書のとおり

### (4) 業務期間

契約の日から5年間

## 2. 委託料上限額

12,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 3. 契約の方法

### (1) 契約締結候補者の選定方法

公募によるプロポーザル方式

### (2) 契約事業者の決定

契約締結候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該候補者を契約事業者に決定し、随意契約を締結する。

## 4. 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 東通村内に本社又は支店機能が所在する法人であること。
- ② 当該業務を効果的に企画、実施できる社内体制が整備されていること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 国及び地方公共団体等において指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法

(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- ⑥ 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が、暴力団関係者その他暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑦ 法人税、消費税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ⑧ その他、契約者として適切であると認められる者であること。

## 5. プロポーザルの日程(予定)

項番	手続き等	期限等
①	実施要領等公表	令和 5 年 3 月 10 日(金)
②	企画提案書提出締切	令和 5 年 3 月 24 日(金)
③	ヒアリング等(必要があれば)	令和 5 年 3 月下旬
④	審査	令和 5 年 3 月下旬
⑤	結果通知	令和 5 年 3 月下旬
⑥	契約締結、業務開始	令和 5 年 4 月 1 日

## 6. 企画提案書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和 5 年 3 月 24 日(金) 17 時まで
- (2) 提出先 社会福祉法人東通村社会福祉協議会  
〒039-4222 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内 5 番地 32  
☎0175-28-5115
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は期限までに必着)
- (4) 提出書類 ①企画提案書(任意様式) 1 部  
②見積書(任意様式) 1 部

## 7. 選考方法

選考方法については、プレゼンテーションは実施せず、企画提案書審査のみとする。この審査については、東通村企画課長、当法人職員、役員で組織する選考委員会において、企画提案書の内容、見積金額により総合的に選考した結果により、最優秀者を決定する。

## 8. 留意事項

- 企画提案については、提出後の記載内容の変更は認めない。
- 企画提案が本実施要領に適合していない場合は、失格とする。
- 企画提案に関して、談合等の不正行為があった場合や審査の公平性を害する行為があった場合、著しく審議に反する行為等があったと審査委員会が認めた場合は、失格とする。
- 応募者が 1 社であった場合でも、ヒアリングを実施し、契約締結候補者を決定する。
- 企画提案書は任意の様式とし、A4 判、片綴じ、横書き、片面印刷とします。A3 判を用いる場合は、A4 に折り込むこと。
- 本業務の提案に係る費用は、全て応募者の負担とする。

- 提出書類等の内容について、必要により関係機関に照会する場合がある。
- 提出書類は返却しない。
- 提案書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとする。